

番 号 : 150526
国 名 : パレスチナ
担当部署 : 社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室
案件名 : 難民キャンプ改善プロジェクト第一次詳細計画策定調査（難民キャンプ状況分析（西岸地区））

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 難民キャンプ状況分析（西岸地区）
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年8月中旬から2015年10月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.60M/M、現地 1.33M/M、合計 1.93M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
4日 40日 8日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月29日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	都市部貧困地域に係る各種調査
対象国／類似地域	パレスチナ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

パレスチナ自治区内のパレスチナ難民キャンプは、設置後約70年近くが経ち、施設・設備の老朽化により、難民の生活に深刻な影響を与えている。そもそもパレスチナ難民キャンプは、1947年～1949年のイスラエル・パレスチナ紛争によって発生した70万人以上のパレスチナ人の一時的な避難場所として設置された。その後現在に至るまで、難民の帰還が実現しないため、一時的な住まいとして設置された住居は、無計画に改修・増築が繰り返えされた結果、狭い土地に建物が入り組んでいる状況となっている。そのため、上下水道等の基本的なインフラ整備もままならず、衛生状況が極めて悪化している。現在、西岸地区の難民キャンプ（19か所）には約19万人、ガザ地区の8か所に約50万人が居住している。

パレスチナ自治区内のパレスチナ難民キャンプにおけるインフラや社会サービスの提供は、受入先である自治体や国連パレスチナ難民救済事業機関（以下、UNRWA）が分担して行っているが、自治体の財政は恒常に不足する一方で、UNRWAも教育や保健等のサービスを提供する以上の余裕はなく、インフラ整備や生計向上支援には十分な手当てを行えていないのが現状である。このため、キャンプ内の住民は、キャンプ外の住民に比べても高い失業率、貧困率等の課題に直面している。さらに、パレスチナ難民問題の政治的解決の見通しが不透明な中でUNRWAに対する国際的支援も先細りしている。

このような状況において、機構は、パレスチナ自治政府からの要請により、難民キャンプの生活環境改善に関して住民の積極的な参加を促し、難民とともに問題を解決するプロジェクトの実施を求められている。

本詳細計画策定調査は、第一次調査として、プロジェクトが対象とするキャンプの絞り込みに必要な情報を収集、また、関連法制度、関係諸機関の能力及び役割分担を確認する。併せて、紛争影響下でのジェンダーに係る取組が求められていることから、ジェンダー関連情報も調査する。なお、調査対象の難民キャンプは、国内準備期間の開始前に機構が予め絞り込み、西岸については5箇所程度、ガザについては4箇所程度となる予定。また、第二次調査（今回公示の対象外業務）では、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、主としてパレスチナ西岸地区を担当することとし、他の業務従事者、調査団員として派遣される機構職員、機構パレスチナ事務所関係者等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

また、本業務従事者は、ガザ地区担当の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた取りまとめを行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015年8月中旬）

- ①西岸地区全体の概況を把握した上で、要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地で入手、検証すべき情報を整理する。また、ジェンダー関連の指針・情報を機構より入手の上、調査計画に反映する。
- ②調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、総括とも協議の上、調査内容及び手順を確定する。
- ③確定した調査内容及び手順に基づき、パレスチナ側関係機関（パレスチナ解放機構難民局、パレスチナ自治政府関連部局、自治体、住民委員会等）及びUNRWAに対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2015年8月下旬～10月上旬）

- ①当機構パレスチナ事務所等との打合せを行う。
- ②パレスチナ側関係機関、UNRWAとの協議及び現地調査を行う。

- ③担当分野に係る情報・資料を収集について、予め作成した質問票を機構パレスチナ事務所を通じてパレスチナ側関係機関等に配布・回収し、またヒアリングによって追加情報の収集を行い、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
- ア) 西岸地区の関連各組織の現状を分析する。
- (a) 関連各組織の所掌業務を文書にて確認する。
 - (b) 関連各組織の所掌業務についてヒアリングする。
 - (c) 関連各組織の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験について情報収集する。
 - (d) 難民キャンプに対する公共サービスにかかる関連各組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。
- イ) 難民キャンプの現状を分析する。
- (a) 難民キャンプに居住する住民数、内訳（男女数、難民・難民以外の居住者数など）を確認する。
 - (b) 難民キャンプにおける上水道、下水道、廃棄物管理、道路補修等の公共サービスの現状（関連法制度、サービス提供者、利用・維持管理状況等）を把握する。
 - (c) 住民委員会（Popular Committee）の基本情報、活動状況を把握する。
 - (d) 他ドナーによる支援実施状況を把握する。
 - (e) 女性家長の数・現状（特に、生計のための収入源、親戚等から援助有無等）
 - (f) 女性グループ数・活動状況
 - (g) ジェンダーに関する行政及び外部機関からの支援
 - (h) 難民キャンプでの公共サービスの改善における女性の参画状況
- ウ) 難民キャンプにおける難民の生活状況を把握する。具体的な項目は以下の通り。
- (a) 貧困率、失業率、乳幼児死亡率等の人間開発指標
 - (b) 職業、家計の収入、支出等の所得にかかる情報
 - (c) 生計向上に係る行政及び外部機関からの支援
 - (d) 上記情報に基づき、難民キャンプ内居住者とキャンプ外住民の差異を明らかにする。
- エ) UNRWA及びドイツが実施したキャンプ改善プロジェクト（Camp Improvement Programme）の内容及び教訓について、西岸のUNRWA及びドイツ援助関係者から聞き取りを行う。なおUNRWA関係者については、機構が手配するTV会議システムの利用などを通じ、ヨルダンのアンマンにある関係部局からの聞き取りも行うこと。
- オ) 上水道や下水道施設の改修等にかかる資機材の西岸地区での調達可能性について、パレスチナ側関係機関（C/P機関等）及びUNRWAから聞き取りを行う。
- ④担当分野に係る現地調査結果を当機構パレスチナ事務所等に報告する。
- ⑤西岸地区全体の概況と比較した上で、難民キャンプの現状分析を行い、現地調査報告書（案）の作成に協力する。

（3）帰国後整理期間（2015年10月上旬～10月中旬）

- ①プロジェクト実施内容、実施体制案の作成に協力する。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、機構担当者が作成する報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- （1）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

イン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積に計上して下さい）。

（2）戦争特約保険料

現地の状況が不安定であることから、戦争特約を付保することができます。付保する場合は保険料を契約に含めることとし、見積書に計上して下さい。

（3）その他、一般管理費等については10%加算を可とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年8月23日～10月1日を予定しています。

本業務従事者は、機構職員の現地調査期間に約4週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 社会調査 (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 難民キャンプ状況分析（西岸地区）（コンサルタント：本案件）

オ) 難民キャンプ状況分析（ガザ地区）（コンサルタント：別途公示）

③便宜供与内容

当機構パレスチナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員に同行する調査期間については、職員等と同乗することになります）

エ) 通訳傭上

あり（英語・アラビア語の通訳）

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のアポイントの取り付け

カ) 執務スペースの提供

なし

（2）参考資料

本業務に関連する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト

（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。

① 特定テーマ評価「パレスチナ難民支援評価」最終報告書（平成18年6月）

本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室（TEL：03-5226-6943）にて電子メールで配布します。

① 要請書

② キャンプ改善プロジェクト（Camp Improvement Programme）マニュアル

③ キャンプ改善プロジェクト（Camp Improvement Programme）レポート

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求める制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② イスラエル国内及びパレスチナ自治区での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAパレスチナ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意下さい。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載して下さい。
- ③ 本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行って下さい。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談して下さい。